

除く。以下この項において同じ。)」とあるのは「外国法人」と、第六十六条の九の四第一項中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。)」とあるのは「外国法人」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第六項中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。)」とあるのは「外国法人」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第七項中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。)」とあるのは「外国法人」とする。

4 5 7 省 略

(国外組合員に対する課税の特例)

第六十七条の十六 省 略

4 2 3 省 略

4 第四十一条の二十一第五項から第十項までの規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第九項中「当該特例適用申告書に係る投資組合契約に基づいて受ける所得税法第一百六十二条第一項第四号に掲げる国内源泉所得の同法第二百十二条第五項の規定により支払があつたものとみなされる日の前日（その者が非居住者である場合にあつては、当該前日又は当該変更をした日以後最初に同法第一百六十一条第一項に規定する国内源泉所得を有することとなつた日の属する年の翌年三月十五日のいづれか早い日）」とあるのは、「法人税法第一百三十八条第一項に規定する国内源泉所得を有することとなつた日を含む第二条第二項第十九号に規定する事業年度に係る同法第一百四十四条の六第一項の規定による申告書の提出期限」と読み替えるものとする。

5 2 3 同 上

4 第四十一条の二十一第五項から第十項までの規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第九項中「当該特例適用申告書に係る投資組合契約に基づいて受ける所得税法第一百六十二条第一項第四号に掲げる国内源泉所得の同法第二百十二条第五項の規定により支払があつたものとみなされる日の前日（その者が非居住者である場合にあつては、当該前日又は当該変更をした日以後最初に同法第一百六十一条第一項に規定する国内源泉所得を有することとなつた日の属する年の翌年三月十五日のいづれか早い日）」とあるのは、「法人税法第一百三十八条第一項に規定する国内源泉所得を有することとなつた日を含む第二条第二項第十八号に規定する事業年度に係る同法第一百四十四条の六第一項の規定による申告書の提出期限」と読み替えるものとする。

(国外所得金額の計算の特例)

第六十七条の十八 省 略

2 3 省 略

4 内国法人の当該事業年度の前事業年度の一の国外事業所等との間の内部取引（当該内国法人が当該事業年度において当該一の国外事業所等を有することとなつた場合には、当該事業年度の当該一の国外事業所等との間の内部取引）が次のいずれにも該当する場合又は前事業年度の当該一の国外事業所等との間の内部取引がない場合として政令で定める場合

4 2 3 同 上

4 内国法人の当該事業年度の前事業年度（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該内国法人のその前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）の一の国外事業所等との間の内部取引（当該内国法人が当該事業年度において当該一の国外事業所等を有することとなつた場合には、当

除く。以下この項において同じ。)」とあるのは「外国法人」と、第六十六条の九の四第一項中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。)」とあるのは「外国法人」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第七項中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。)」とあるのは「外国法人」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第八項中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外国子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。)」とあるのは「外国法人」とする。

4 5 7 同 上

(国外組合員に対する課税の特例)

第六十七条の十六 同 上

2 3 同 上

には、当該内国法人の当該事業年度の当該一の国外事業所等との間の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類については、前項の規定は、適用しない。

一・二 省 略

5 5 14 省 略

(特定の協同組合等の法人税率の特例)

第六十八条 協同組合等（特定の地区又は地域に係るものに限る。）の事業年度（清算中の事業年度を除く。）が、次に掲げる要件の全てに該当する場合における当該協同組合等の各事業年度の所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第六十六条第三項中「百分の十九」とあるのは「百分の十九（各事業年度の所得の金額のうち十億円（事業年度が一年に満たない協同組合等については、十億円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。）を超える部分の金額については、百分の二十二）」と、同条第十二項中「第四項、第七項及び前項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条第一項（特定の協同組合等の法人税率の特例）の規定により読み替えられた第三項」とする。

一・三 省 略

(適格合併等の範囲等に関する特例)

第六十八条の二の三 内国法人の行う合併が特定グループ内合併（次のいずれにも該当する合併をいい、被合併法人の合併前に行う主要な事業のうちのいずれかの事業と合併法人の当該合併前に行う事業のうちのいずれかの事業とが相互に関連することその他政令で定める要件に該当するものを除く。）に該当する場合における法人税法その他の法令の規定の適用については、同法第二条第十二条の八イからハまでの規定中「その合併」とあるのは「その合併（租税特別措置法第六十八条の二の三第一項（適格合併等の範囲等に関する特例）に規定する特定グループ内合

該事業年度の当該一の国外事業所等との間の内部取引）が次のいずれにも該当する場合又は前事業年度等の当該一の国外事業所等との間の内部取引がない場合として政令で定める場合には、当該内国法人の当該事業年度の当該一の国外事業所等との間の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類については、前項の規定は、適用しない。

一・二 同 上

5 5 14 同 上

(特定の協同組合等の法人税率の特例)

第六十八条 協同組合等（特定の地区又は地域に係るものに限る。）の事業年度（清算中の事業年度を除く。）が、次に掲げる要件の全てに該当する場合における当該協同組合等の各事業年度の所得に係る法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第六十六条第三項中「百分の十九」とあるのは「百分の十九（各事業年度の所得の金額のうち十億円（事業年度が一年に満たない協同組合等については、十億円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額とする。）を超える部分の金額については、百分の二十二）」と、同条第五項中「前項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条第一項（特定の協同組合等の法人税率の特例）の規定により読み替えられた第三項」とする。

一・三 同 上

(適格合併等の範囲等に関する特例)

第六十八条の二の三 内国法人の行う合併が特定グループ内合併（次のいずれにも該当する合併をいい、被合併法人の合併前に行う主要な事業のうちのいずれかの事業と合併法人の当該合併前に行う事業のうちのいずれかの事業とが相互に関連することその他政令で定める要件に該当するものを除く。）に該当する場合における法人税法その他の法令の規定の適用については、同法第二条第十二条の八イからハまでの規定中「その合併」とあるのは「その合併（租税特別措置法第六十八条の二の三第一項（適格合併等の範囲等に関する特例）に規定する特定グループ内合

併に該当するものを除く。)」と、同法第六十一条の十一第一項中「譲渡した場合には」とあるのは「譲渡した場合(当該譲渡損益調整資産を租税特別措置法第六十八条の二の三第一項(適格合併等の範囲等に関する特例)に規定する特定グループ内合併により合併法人に移転した場合を除く。)には」とする。

一・二 省略

2 内国法人の行う分割が特定グループ内分割(次のいずれにも該当する分割をいい、分割法人の分割前に行う事業のうち当該分割により分割承継法人において行われることとなるものと分割承継法人の当該分割前に行う事業のうちのいずれかの事業とが相互に関連することその他の政令で定める要件に該当するものを除く。)に該当する場合における法人税法その他の法令の規定の適用については、同法第二条第十二号の十一イからハまでの規定中「その分割」とあるのは「その分割(租税特別措置法第六十八条の二の三第二項(適格合併等の範囲等に関する特例)に規定する特定グループ内分割に該当するものを除く。)」と、同法第六十一条の十一第一項中「譲渡した場合には」とあるのは「譲渡した場合(当該譲渡損益調整資産を租税特別措置法第六十八条の二の三第二項(適格合併等の範囲等に関する特例)に規定する特定グループ内分割により分割承継法人に移転した場合を除く。)には」とする。

一・三 省略

(特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例)

第六十八条の三 省略

2 省略

3 法人が旧株(当該法人が有していた株式をいう。)を発行した内国法人の行つた株式交換(法人税法第二条第十二号の十七に規定する適格株式交換等に該当しないものに限る。)により株式交換完全親法人との間に当該株式交換完全親法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係がある外国法人のうちいずれか一の外国法人の株式の交付を受けた場合において、当該外国法人の株式が特定軽課税外国法人等の株式に該当するときは、当該旧株の譲渡については、同法第六十一条の二第九項(同法第一百四十二条第二項の規定により準

併に該当するものを除く。)」と、同法第六十一条の十三第一項中「譲渡した場合には」とあるのは「譲渡した場合(当該譲渡損益調整資産を租税特別措置法第六十八条の二の三第二項(適格合併等の範囲等に関する特例)に規定する特定グループ内分割により分割承継法人に移転した場合を除く。)には」とする。

一・二 同上

2 内国法人の行う分割が特定グループ内分割(次のいずれにも該当する分割をいい、分割法人の分割前に行う事業のうち当該分割により分割承継法人において行われることとなるものと分割承継法人の当該分割前に行う事業のうちのいずれかの事業とが相互に関連することその他の政令で定める要件に該当するものを除く。)に該当する場合における法人税法その他の法令の規定の適用については、同法第二条第十二号の十一イからハまでの規定中「その分割」とあるのは「その分割(租税特別措置法第六十八条の二の三第二項(適格合併等の範囲等に関する特例)に規定する特定グループ内分割に該当するものを除く。)」と、同法第六十一条の十三第一項中「譲渡した場合には」とあるのは「譲渡した場合(当該譲渡損益調整資産を租税特別措置法第六十八条の二の三第二項(適格合併等の範囲等に関する特例)に規定する特定グループ内分割により分割承継法人に移転した場合を除く。)には」とする。

一・三 同上

(特定の合併等が行われた場合の株主等の課税の特例)

第六十八条の三 同上

2 同上

3 法人が旧株(当該法人が有していた株式をいう。)を発行した内国法人の行つた株式交換(法人税法第二条第十二号の十七に規定する適格株式交換等に該当しないものに限る。)により株式交換完全親法人との間に当該株式交換完全親法人の発行済株式等の全部を直接又は間接に保有する関係として政令で定める関係がある外国法人のうちいずれか一の外国法人の株式の交付を受けた場合において、当該外国法人の株式が特定軽課税外国法人等の株式に該当するときは、当該旧株の譲渡については、同法第六十一条の二第九項(同法第一百四十二条第二項の規定により準

じて計算する場合を含む。) 及び第六十一条の十一第一項の規定は、適用しない。

4 省略

(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)

第六十八条の三の二 法人税法第二条第二十九号の二ホに掲げる特定目的信託(以下この条において「特定目的信託」という。)のうち第一号に掲げる要件を満たすものの利益の分配の額として政令で定める金額(以下この項及び第四項において「利益の分配の額」という。)で当該特定目的信託に係る受託法人(同法第四条の三に規定する受託法人(第二条の二第三項において準用する同法第四条の三第一号)の規定により内国法人としてこの法律の規定を適用するものに限る。)をいう。以下第三項までにおいて同じ。)の第二号に掲げる要件を満たす事業年度に係るものは、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その利益の分配の額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

一・二 省略

2 特定目的信託に係る受託法人に対する法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項 第二十三条の二第 一項	内国法人が 内国法人(第二条第二十九号の二ホ(定義)に掲げる特定目的信託(以下「特定目的信託」という。)に係る第四条の三(受託法人等に関するこの法律の適用)に規定する受託法人(以下「受託法人」という。)を除く。)が
省略	内国法人(第二条第二十九号の二ホ(定義)に掲げる特定目的信託(以下「特定目的信託」という。)に係る第四条の七(受託法人等に関するこの法律の適用)に規定する受託法人(以下「受託法人」という。)を除く。)が
省略	内国法人(第二条第二十九号の二ホ(定義)に掲げる特定目的信託(以下「特定目的信託」という。)に係る第四条の七(受託法人等に関するこの法律の適用)に規定する受託法人(以下「受託法人」という。)を除く。)が

じて計算する場合を含む。) 及び第六十一条の十三第一項の規定は、適用しない。

4 同上

(特定目的信託に係る受託法人の課税の特例)

第六十八条の三の二 法人税法第二条第二十九号の二ホに掲げる特定目的信託(以下この条において「特定目的信託」という。)のうち第一号に掲げる要件を満たすものの利益の分配の額として政令で定める金額(以下この項及び第四項において「利益の分配の額」という。)で当該特定目的信託に係る受託法人(同法第四条の七に規定する受託法人(第二条の二第三項において準用する同法第四条の七第一号)の規定により内国法人としてこの法律の規定を適用するものに限る。)をいう。以下第三項までにおいて同じ。)の第二号に掲げる要件を満たす事業年度に係るものは、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その利益の分配の額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

一・二 同上

2 同上

同上	内国法人(第二条第二十九号の二ホ(定義)に掲げる特定目的信託(以下「特定目的信託」という。)に係る第四条の三(受託法人等に関するこの法律の適用)に規定する受託法人(以下「受託法人」という。)を除く。)が
同上	内国法人(第二条第二十九号の二ホ(定義)に掲げる特定目的信託(以下「特定目的信託」という。)に係る第四条の七(受託法人等に関するこの法律の適用)に規定する受託法人(以下「受託法人」という。)を除く。)が
同上	内国法人(第二条第二十九号の二ホ(定義)に掲げる特定目的信託(以下「特定目的信託」という。)に係る第四条の七(受託法人等に関するこの法律の適用)に規定する受託法人(以下「受託法人」という。)を除く。)が

第五十七条第一項 ただし書	所得の金額の 百分の五十	所得の金額の百分の五十（租税 特別措置法第六十八条の三の二 第一項第一号（特定目的信託に 係る受託法人の課税の特例）に 掲げる要件を満たす特定目的信 託に係る受託法人にあつては、 当該所得の金額の百分の百）
第六十九条第一項 省 略	省 略	省 略
第六十九条第一項 省 略	省 略	省 略

3 特定目的信託に係る受託法人に対する第六十二条の三第三項、第六十六条の八第一項及び第七項並びに第六十六条の九の四第一項及び第六項の規定の適用については、第六十二条の三第三項中「該当するもの」とあるのは「該当するもの及び第六十八条の三の二第一項に規定する特定目的信託に係る同項に規定する受託法人が行う譲渡で同項第二号（口を除く。）に掲げる要件を満たす事業年度において行うもの」と、第六十六条の八第一項中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外國子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第七項中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外國子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第八項中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外國子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第十三項中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外國子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第六項中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外國子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第七項中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外國子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第一項に規定する外國子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」とする。

4 6 省 略

7 前二項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用その他特定目的信託に係る法人税法第四条の三に規定する受託法人及び特定目的信託の受益者の事業年度の所得に対する法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十七条第一項 ただし書及び第五 十八条第一項ただ し書	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上

4 6 同 上

7 前二項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用その他特定目的信託に係る法人税法第四条の七に規定する受託法人及び特定目的信託の受益者の事業年度の所得に対する法人税に関する法令の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(特定投資信託に係る受託法人の課税の特例)

第六十八条の三の三 特定投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律

（以下この項において「投資信託法」という。）第二条第三項に規定する投資信託のうち、法人課税信託に該当するものをいう。以下この条において同じ。）のうち第一号に掲げる要件を満たすものの収益の分配の額として政令で定める金額（以下この項及び第四項において「収益の分配の額」という。）で当該特定投資信託に係る受託法人（法人税法第四条の三に規定する受託法人（第二条の二第三項において準用する同法第四条の三第一号）の規定により内国法人としてこの法律の規定を適用するものに限る。）をいう。次項及び第三項において同じ。）の第二号に掲げる要件を満たす事業年度に係るものは、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その収益の分配の額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

一・二 省略

2 特定投資信託に係る受託法人に対する法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十三条第一項	内国法人が
省略	内国法人（租税特別措置法第六十八条の三の三第一項第一号ロ及びハ（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に掲げる要件を満たす特定投資信託（同項に規定する特定投資信託をいう。以下同じ。）に係る第四条の三（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人（以下「受託法人」という。）を除く。）が
省略	内国法人（租税特別措置法第六十八条の三の三第一項第一号ロ及びハ（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に掲げる要件を満たす特定投資信託（同項に規定する特定投資信託をいう。以下同じ。）に係る第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人（以下「受託法人」という。）を除く。）が

(特定投資信託に係る受託法人の課税の特例)

第六十八条の三の三 特定投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律

（以下この項において「投資信託法」という。）第二条第三項に規定する投資信託のうち、法人課税信託に該当するものをいう。以下この条において同じ。）のうち第一号に掲げる要件を満たすものの収益の分配の額として政令で定める金額（以下この項及び第四項において「収益の分配の額」という。）で当該特定投資信託に係る受託法人（法人税法第四条の七に規定する受託法人（第二条の二第三項において準用する同法第四条の七第一号）の規定により内国法人としてこの法律の規定を適用するものに限る。）をいう。次項及び第三項において同じ。）の第二号に掲げる要件を満たす事業年度に係るものは、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その収益の分配の額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

一・二 同上

2 同上

同上	同上
同上	内国法人（租税特別措置法第六十八条の三の三第一項第一号ロ及びハ（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に掲げる要件を満たす特定投資信託（同項に規定する特定投資信託をいう。以下同じ。）に係る第四条の三（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人（以下「受託法人」という。）を除く。）が
同上	内国法人（租税特別措置法第六十八条の三の三第一項第一号ロ及びハ（特定投資信託に係る受託法人の課税の特例）に掲げる要件を満たす特定投資信託（同項に規定する特定投資信託をいう。以下同じ。）に係る第四条の七（受託法人等に関するこの法律の適用）に規定する受託法人（以下「受託法人」という。）を除く。）が

第五十七条第一項 ただし書	所得の金額の 百分の五十	所得の金額の百分の五十（租税 特別措置法第六十八条の三の三 第一項第一号（特定投資信託に 係る受託法人の課税の特例）に 掲げる要件を満たす特定投資信 託に係る受託法人にあつては、 当該所得の金額の百分の百）	一項
第六十九条第一項 省 略	省 略	省 略	第六十九条第一項 省 略

3 特定投資信託に係る受託法人に対する第六十二条の三第三項、第六十六条の八第一項及び第七項並びに第六十六条の九の四第一項及び第六項の規定の適用については、第六十二条の三第三項中「該当するもの」とあるのは「該当するもの及び第六十八条の三第一項に規定する特定投資信託に係る同項に規定する受託法人が行う譲渡で同項第二号（口を除く。）に掲げる要件を満たす事業年度において行うもの」と、第六十六条の八第一項中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外國子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第七項中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外國子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第八項中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外國子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第八項中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外國子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第七項中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外國子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第六十六条の九の四第一項中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外國子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「法人税法」と、同条第六項中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外國子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第七項中「外国法人（法人税法第二十三条の二第一項に規定する外國子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、同条第六项に規定する外國子会社に該当するものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「外国法人」とする。

4 5 6 省 略

7 前二項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用その他特定投資信託に係る法人税法第四条の三に規定する受託法人及び特定投資信託の受益者の事業年度の所得に対する法人税に関する法令の規定

第五十七条第一項 ただし書及び第五十 八条第一項ただ し書	同 上	同 上	同 上
同 上	同 上	同 上	同 上

4 5 6 同 上

7 前二項に定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用その他特定投資信託に係る法人税法第四条の七に規定する受託法人及び特定投資信託の受益者の事業年度の所得に対する法人税に関する法令の規定

の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(電子情報処理組織による申告の特例)

第六十八条の四 法人税法第七十五条の四第二項に規定する特定法人又は地方法人税法第十九条の三第二項に規定する特定法人である内国法人がこの章の規定（これに基づく命令を含む。）その他法人税又は地方法人が税に関する特例を定めている規定として政令で定める規定の適用を受け場合における法人税法第二編第一章第三節第二款の二又は地方法人税法第四章第二節の二の規定の適用については、法人税法第七十五条の四第一項中「含む。」とあるのは「含む。」の規定、租税特別措置法第三章（法人税法の特例）の規定（これに基づく命令を含む。第三項において同じ。）、同法第六十八条の四（電子情報処理組織による申告の特例）に規定する政令で定める規定」と、同条第三項中「含む。」及び「とあるのは「含む。」の規定、租税特別措置法第三章の規定、同法第六十八条の四に規定する政令で定める規定、」と、地方法人税法第十九条の三第一項中「含む。」とあるのは「含む。」の規定、租税特別措置法第三章の規定（これに基づく命令を含む。同項において同じ。）、同法第六十八条の四に規定する政令で定める規定」と、同条第三項中「含む。」及び「とあるのは「含む。」の規定、租税特別措置法第三章の規定、同法第六十八条の四に規定する政令で定める規定、」とする。

第六十八条の五 法人税法第八十四条第一項に規定する退職年金業務等（同法附則第二十条第二項の規定により退職年金業務等とみなされる業務を含む。）を行う法人の平成十一年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金については、同法第七条又は第九条及び同法附則第二十条第一項の規定にかかわらず、退職年金等積立金に対する法人税を課さない。

(退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止)

第六十八条の五 法人税法第八十四条第一項に規定する退職年金業務等（同法附則第二十条第二項の規定により退職年金業務等とみなされる業務を含む。）を行う法人の平成十一年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金については、同法第八条又は第十条の二及び同法附則第二十条第一項の規定にかかわらず、退職年金等積立金に対する法人税を課さない。

(退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止)

の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(電子情報処理組織による申告の特例)

第九節 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例

第六十八条の八 省略

第十節 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例

第六十八条の九～第六十八条の四十二 省略

第十一節 連結法人の準備金等

第六十八条の四十三～第六十八条の五十九 省略

第十二節 削除

第六十八条の六十 省略

第十三節の二 連結法人の鉱業所得の課税の特例

第六十八条の六十一～第六十八条の六十二 省略

第十三節の二 対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例

第六十八条の六十二の二 省略

第十四節 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例

第六十八条の六十三 省略

第十四節の二 国家戦略特別区域における連結法人である指定法人の課税の特例

人

の課

税

の特

例

第六十八条の六十三の二 省 略

第十五節 連結法人である認定農地所有適格法人の課税の特例

第六十八条の六十四・第六十八条の六十五 省 略

第十六節 連結法人の交際費等の課税の特例

第六十八条の六十六 省 略

第十七節 連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例

第六十八条の六十七 省 略

第十八節 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率

第六十八条の六十八・第六十八条の六十九 省 略

第十九節 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例

第一款 収用等の場合の課税の特例

第六十八条の七十九・第六十八条の七十三 省 略

第二款 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除

第六十八条の七十四・第六十八条の七十六 省 略

第二款の二 特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除

第六十八条の七十六の二 省 略

第三款 資産の譲渡に係る特別控除額の特例

第六十八条の七十七 省略

第四款 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例

第六十八条の七十八・第六十八条の八十五 省略

第二十節 特別事業再編を行う法人の株式を対価とする株式等の譲渡に係る連結所得の計算の特例

第六十八条の八十六 省略

第二十一節 連結法人の景気調整のための課税の特例

第六十八条の八十七 省略

第二十二節 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等

第六十八条の八十八・第六十八条の八十八の二 省略

第二十三節 連結法人の支払利子等に係る課税の特例

第一款 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例

第六十八条の八十九 省略

第二款 連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例

第六十八条の八十九の二・第六十八条の八十九の三 省略

第二十四節 連結法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例

第一款 連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例

第六十八条の九十九条第六十八条の九十三省略

第二款 特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に
係る所得の課税の特例

第六十八条の九十三条の二第六十八条の九十三省略

第二十五節 連結法人のその他の特例

第六十八条の九十四条第六十八条の百十二省略

(利子税の割合の特例)

第九十三条 同上

(利子税の割合の特例)

第九十三条 次の各号に掲げる規定に規定する利子税の年七・三パーセントの割合は、当該各号に掲げる規定にかわらず、各年の利子税特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該利子税特例基準割合とする。

一 省略

二 法人税法第七十五条第七項（同法第七十五条の二第八項及び第十項

（同法第一百四十四条の八において準用する場合を含む。）において準用する場合並びに同法第一百四十四条の七において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）及び地方法人税法第十九条第四項において準用する法人税法第七十五条第七項

一 同上

二 法人税法第七十五条第七項（同法第七十五条の二第八項及び第十項

（同法第一百四十四条の八において準用する場合を含む。）において準用する場合並びに同法第八十一条の二十三第二項並びに第八十一条の二十四第三項及び第六項において準用する場合並びに同法第一百四十四条の十七において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）及び地方法人税法第十九条第五項において準用する法人税法第七十五条第七項

三 同上

四 消費税法第四十五条の二第四項

五 同上

二六 同上

(事務の区分)

第九十八条 この法律の規定により地方公共団体が処理することとされて

(事務の区分)

三 省略

四 消費税法第四十五条の二第四項

五 省略

二六 省略

いる事務のうち、次の表の上欄に掲げる地方公共団体が処理することとされている同表の下欄に掲げるものは、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

都道府県	市町村
第二十八条の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ並びに第六十三条第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務、第六十三条第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務並びに第七十条の四第三十六項（第七十条の六第二十項、第七十条の六第二十一項において準用する場合を含む。）、第七十条の六第二十項、第七十条の六第二十一項において準用する場合を含む。）及び第七十条の七の二第二十項（第七十条の七の四第二十項、第七十条の七の六第二十七項及び第七十条の七の八第十五項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務	第二十八条の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第三十一条の二第二項第十五号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十四号の二に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十五号ニ並びに第六十三条第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十四号の二に規定する指定の事務並びに第七十条の四第三十六項（第七十条の六第二十一項において準用する場合を含む。）、第七十条の四第三十七項（第七十条の六第二十項において準用する場合を含む。）及び第七十条の六第二十項の通知に関する事務

同上	同上
第二十八条の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第三十一条の二第二項第十五号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十四号の二に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十五号ニ並びに第六十三条第三項第七号イ及びロに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十四号の二に規定する指定の事務、第六十八条の四第二十項（第七十条の七の二第二十項、第七十条の七の六第二十七項及び第七十条の七の八第十五項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務	第二十八条の四第三項第五号イ、第六号及び第七号イ並びに第三十一条の二第二項第十四号ハ及び第十五号ニに規定する認定の事務、第三十四条の二第二項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務、第六十二条の三第四項第十四号ハ及び第十五号ニ並びに第六十三条第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務、第六十五条の四第一項第十二号及び第十四号に規定する指定の事務、第六十三条第三項第五号イ、第六号及び第七号イに規定する認定の事務並びに第七十条の四第三十六項（第七十条の六第二十項、第七十条の六第二十一項において準用する場合を含む。）及び第七十条の七の二第二十項（第七十条の七の四第二十項、第七十条の七の六第二十七項及び第七十条の七の八第十五項において準用する場合を含む。）の通知に関する事務

務